

/統計 広報部会

建設産業の構造改善

はじめに

建設産業の構造改善については中央建設産業審議会第三次答申「今後の建設の在り方について」（昭和 63 年 5 月）で基本方針が示されて以来様々な施策が進められてきた。

その間にはバブル経済崩壊による景気浮揚策としての公共投資拡大による建設事業、そして国及び公共団体の財政逼迫による公共投資抑制及び民間建設投資の伸び悩みによって建設産業の縮小が顕在化してきた。また、バブル時代の不良債権による経営破綻、リストラクチャリング、規制緩和に併う不良・不適業者の参入による不良工事の増加、健全な会社経営を度外視したダンピング受注の横行等厳しい環境条件に置かれている。

このような中で国土交通省は全産業就業人口の約 1 割の 604 万人を擁する基幹産業である建設産業の構造改善をより一層進めるため平成 16 年度から 3 年間に重点的に取組む方針・事業を示した「建設産業構造改善推進プログラム 2004」を取纏め発表しているのでその主な内容を紹介する。

1. 不良・不適格業者の排除の徹底

建設業所管部局及び公共工事発注者が、必要に応じて立入検査を行うことなどにより建設業法を遵守させることで、不良・不適格業者の排除を徹底する。

また、建設業者・技術者に関する情報を整備することで、技術と経営に優れた建設業者を適正に評価するとともに、技術者の専任制など適切な施工体制を確保する。

さらに、発注者と建設業所管部局が協力してダンピングの受注の排除を促進する。

（1）建設業法の遵守の徹底

① 経営事項審査における虚偽防止策の強化

経営事項審査の審査行政庁において、申請受け付けの段階で重点的に調査すべき者を体系的に抽出し、厳格な調査を行う体制を整備することで、虚偽申請の防止を図る。また、申請内容について公認会計士等と連携した審査を行う等、外部の専門家との連携を強化する。さらに、悪質性の高い虚偽申請者の入札参加資格の取消しを徹底する。

② 施工体制台帳等を活用した現場への立入検査の充実

建設業者に対して施工体制台帳の整備を徹底させるとともに、「施工体制台帳等活用マニュアル」等を活用し、各発注者において適正な施工体制の確保を図る。また、建設業所管部局においても、発注者から通知を受けた一括下請負、経営事項審査における虚偽申請、技術者の専任制違反等の疑いがある事案に対して、必要に応じて現場への立入検査や報告聴取を行う。

③ 「発注者支援データベース・システム」の導入促進による専任制確認の強化

国や都道府県に比べて導入が遅れている市町村に対して「発注者支援データベース・システム」の利用料金を引下げるなど、すべての発注者が技術者の現場専任制の確認等にシステムを活用することができる体制を整備する。

（2）入札者選定、技術者の専任制確保に資する情報システムの整備及び情報公開の促進

① 建設技術者の等の情報のデータベース化

入札参加者の選定に当たって技術者個人の能力・経験を評価し、また、技術者の流動化に対応するため、既存のデータベースを活用することにより、これまでの資格等の情報に加え、工事実績、工事成績、継続学習履歴など技術者個人のデータの充実と検索システムの整備を図る。

（3）ダンピング受注の排除の促進

① 発注者や建設業所管部局による地域ごとの情報交換の促進

発注部局や建設業所管部局の関係者からなるダンピング受注対策地方協議会を積極的に活用し、各発注機関における低入札価格調査等に係わる情報、排除事例及びダンピング受注の排除に向けた具体的な取組みについて意見交換を行う。

② 下請業者への適正な支払いの確認

建設業所管部局において、低入札価格調査対象工事について、下請代金支払状況等実態調査等を活用して下請契約の締結状況や下請代金の支払い状況等の実態を把握する。調査の結果、改善が必要な場合は指導を行うとともに改善報告を求め、さらに詳細な調査が必要と考えられる業者に対しては立入検査を行う。

③ 受注者側技術員の増員による適正な施工体制の確保

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、過去の工事で品質に問題があった企業と調査基準価格を下回る代金で契約する場合は、監理技術者とは別に同等の条件を満たす技術者を専任で 1 名現場に配置することを求める。

④ 履行保証割合の引上げ

低入札価格調査の調査基準価格を下回る代金で契約する場合は、履行保証割合を 1 割から 3 割に引上げること等により、財務基盤が弱く適正な施工が見込めないような建設業者を排除する。

⑤ 前払金の縮減

低入札価格調査の調査基準価格を下回る代金で契約する場合は、前払金を 4 割から 2 割に引下すこと等により、前払金の確保を目的にダンピング受注を行う悪質な建設業者を排除する。

2. 入札契約の適正化の徹底

入札契約適正化法により義務づけられた情報の公表の促進、入札

統計

契約適正化指針の重点項目の指導徹底及び不正行為に対する防止策の強化等により、競争性、透明性の向上、不正行為の排除の徹底を推進する。

また、技術力評価に関する環境整備とともに、総合評価方式やVE方式等の導入により、受注者選定過程で企業の技術力を適正に評価し、技術力に優れた企業による競争を推進する。

(1) 入札契約の競争性・透明性の向上、不正行為の防止

① 地方公共団体等における入札契約情報の公表の促進

「入札及び契約に係わる情報公表マニュアル」を活用し、特に取組みの遅れている「指名理由」や「契約変更理由」等の公表をはじめとして市町村における入札契約に係わる情報公表の徹底を図る。あわせて、入札契約適正化法に基づく措置状況調査の結果等を活用し、法律に義務付けられた措置を実施しない団体名を原則として公表する等、人口規模の大きい市を中心に情報公表を徹底するよう対応の強化を図る。

② 地方公共団体等における入札監視委員会等第三者機関の設置の促進

「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営ガイドライン」を活用し、入札契約の透明性確保・競争性の向上に資する第三者機関の必要性を訴えるとともに、既設の第三者機関の活動に関する情報を提供することで、未設置の地方公共団体における第三者機関の設置の促進を図る。

③ 違約金特約条項の導入等不正行為に対するペナルティの強化
不正行為に対し請負代金の一定割合を違約金（損害賠償額の予定）として発注者に支払われる違約金特約条項により不正行為の防止等を図る。また、不正行為の態様に応じた指名停止措置の一層の厳格化を図る。

(2) 技術力による競争等の推進

① 工事実績データベースの整備

国土交通省直轄工事成績に関するデータベースを充実するとともに、今後の共通利用に向け、都道府県等との工事成績データの交換に着手する。あわせて、地方公共団体の企業選定を支援するため、工事成績評定の普及を促進するとともに、地方公共団体の要請に応じて国土交通省直轄工事成績データの提供を行う。

② 総合評価方式やVE方式等の推進

民間の技術力を活用する入札方式を積極的に拡大する観点から、総合評価方式、入札時VE方式、設計施工一括発注方式等の試行を進める。

3. 建設生産システムにおける合理化の推進

すべての建設業者が自らの役割と責任を明確にするとともに、その取組みを強化することで、総合工事業者と専門工事業者の間で対等的なパートナーシップを確立し、合理的な建設生産システムを確保する。

また、技術と経営に優れた専門工事業者が伸びる環境を整備し、専門工事業者の差別化、高付加価値化を通じた競争力の向上を図る。

さらに、行政において元請下請間の取引関係の実態を把握したうえで、必要に応じて立入検査を行う等、元請下請関係の適正化に向けた取組みを徹底する。

(1) 建設生産システム合理化推進協議会等を活用した合理的な建設生産システムの検討

① 建設生産システム合理化推進協議会を活用した多様な建設生産システムの検討

多様化する建設生産システムについて、総合工事業者、専門工事業者等の役割や施工形態の実情を把握し、標準的なルールの確立やその位置付けについて検討する。また、瑕疵保証、品質保証などを実施する際における元請下請間の課題についても検討を行う。

② 建設工事標準下請契約約款に準拠した注文書、請書等の標準化

各業種別の建設産業団体において、現在の施工体制に合わせ費用負担やリスクの明確化等を行い、注文書、請書等の書式についての標準化や既存書式の見直しを検討する。

(2) 専門工事業界の取組みへの支援

① 専門工事業界における横断的な取組みの支援

建設生産・管理システムにおける契約・取引関係の適正化や企業情報の提供方策のあり方など、専門工事業界の横断的な課題について、専門工事業に係わる建設業者団体における取組み等を支援する。

② 多様な発注方式に対応した施工体制の検討

コスト構成の透明化や優れた専門工事業者が伸びられる環境整備を図るために、分離発注、CM方式等の多様な発注方式に対応した施工体制のあり方について検討する。

4. 生産性の向上及び経営革新の推進

中小・中堅建設業者を含む建設業界全体で建設生産の各過程におけるIT化を推進することにより、建設業界におけるコスト削減と生産性の向上を促進する。

また、資機材調達の共同化など将来的に企業組織、資本の統合につながる可能性の高い企業間連携や農業、福祉、環境ビジネス等への新分野への進出など、中小・中堅建設業の経営基盤の強化に資する経営革新の取組みを促進し、過剰供給構造の是正につなげる。

さらに、公共工事における品質確保の強化を行う観点から、新たな保証制度の検討を進める。

(1) ITの活用による経営の効率化の促進

① 建設産業におけるITの活用の推進

建設産業においてITによる経営・施工の高度化を図るため、企業間の電子データ交換のための規格の標準化を推進し、業界が自発的にITの活用を進めていくことができる環境整備を図る。さらに、

統 計

ITを活用した水平分業型施工体制や厳密な工事コスト管理など、新たなビジネスモデルについて検討するとともに、中小・中堅建設業者でも利用可能なシステム環境の構築を促進する。

② CI-NET 及び C-CADEC の普及促進

建設業界における企業間の電子データ交換のための標準的な規格であるCI-NETについて、インターネットを利用した簡易ツール(CI-NET LiteS)の導入促進など幅広い普及を図るとともに、C-CADECにおいて策定したCADデータ等の交換標準などについても普及を促進する。

③ CALS/EC の対応支援

早期にCALS/ECの対応が可能となるよう、各建設業者団体において実施されるCALS/ECの導入のための環境整備について積極的な支援を行う。

(2) 企業間連携・新分野進出など経営革新に対する支援

① 地域における中小・中堅建設業の企業間連携・新分野進出促進支援

共同調達・共同配送や積算・設計等間接部門の共同化など、経営基盤の強化等に資するとともに将来的に企業組織・資本の統合につながる可能性の高い企業間連携や、農業、福祉、環境ビジネス等への新分野進出など、中小・中堅建設業者の経営基盤の強化や過剰供給構造の是正に資する経営革新の取組みを支援する。

② 中小・中堅建設業への相談体制の充実

中小・中堅建設業の経営革新の取組みを推進する観点から、専門家の活用等を通じ、各地方整備局等に設置している経営相談窓口の一層の充実を図り、個別・具体的な相談に対応できる体制を構築する。また、引き続き、事業見直し、組織再編等に関する支援制度の説明や新分野進出等の成功事例の紹介、支援制度を担当する行政機関等の紹介を積極的に実施する。

③ 中小・中堅建設業の資金繰りの改善

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を図るため、下請セーフティネット債務保証事業の普及・促進を図るとともに、建設業者の下請工事について、手形による支払慣行の改善に資する資金調達の仕組みについて検討を行う。

(3) 瑕疵保証・品質保証・性能表示等の環境整備

① 建設産業団体による瑕疵保証、品質保証、性能表示等の検討に対する支援

瑕疵保証、品質保証及び性能表示など、責任施工体制の一層の充実を図るうえでの課題に関する建設業団体による調査研究の取組みや、建設業団体が自ら創設・実施する瑕疵保証制度等を支援する。

② 公共工事の品質確保の強化に向けた取組

公共工事の品質確保を図るために、瑕疵担保の責任の強化に向け、瑕疵保証制度について検討を行う。

5. 優秀な人材の確保・育成と安全対策等の推進

基幹技能者等の評価・活用、人材育成体制の整備、建設産業及び建設産業で働く人の社会的な理解促進とイメージアップなどを図るために様々な取組みを推進する。

また、建設工事現場に従事する技術者、技能者に対して適正な安全講習の実施を支援すること等により、労働・公衆災害防止に向けた取組みを強化することで、労働災害の防止を促進する。

(1) 基幹技能者等の優秀な人材の確保・育成及び社会的評価の向上

① 基幹技能者等の評価・活用の支援

② 多様な現場ニーズに対応した人材育成体制の整備

③ 各企業による組織的、体系的な人材育成マネジメントシステムの確立への支援

④ 技能に関するデータベースの充実・活用

⑤ 建設産業及び建設産業で働く人に対する理解の促進とイメージアップ

(2) 安全対策の推進及び労働災害防止策の検討

① 技術者、技能者に対する適正な安全講習の推進

② 公衆災害防止に向けた取組みの強化

JCMA

(文責：建設経済調査委員会)